

令和6年度 岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針

1 設置

- (1) 本協議会は、次に掲げる市の教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）が、これを設ける。
 - 一 関市教育委員会
 - 二 美濃市教育委員会
 - 三 郡上市教育委員会
- (2) 本協議会は、採択地区内で次に上げる者の中から選出した21名の委員をもって構成する。
 - ①関係市教育委員会の教育委員 (3名)
 - ②関係市教育委員会の教育長 (3名)
 - ③関係市教育委員会の学校教育課長 (3名)
 - ④関係市の校長会代表 (3名)
 - ⑤関係市の教員代表 (3名)
 - ⑥関係市の学識経験者及び保護者 (6名)
- (3) 本協議会の会長、副会長は美濃地区教育長の中から互選する。
- (4) 本協議会の事務局は、会長が所属する教育委員会に置く。

2 運営方針

- (1) 関係市教育委員会は、「令和6年度教科用図書美濃地区採択協議会設置・運営方針（案）」の承認について議決し、4月26日（金）までに美濃地区採択協議会長に報告する。
- (2) 関係市教育委員会は、（1）の後、本協議会の委員を選出し、5月7日（火）までに美濃地区教育長会長に報告する。
- (3) 関係市教育委員会は、（1）の後、本協議会の研究員を推薦し、5月13日（月）までに美濃地区教育長会長に報告する。
- (4) 第1回美濃地区採択協議会を5月20日（月）、第2回美濃地区採択協議会を7月10日（水）、第3回美濃地区採択協議会を7月12日（金）とし、第1回から第2回までの間に研究員による調査研究を3回行い、調査研究資料を作成する。
- (5) 調査研究は、答申者1名と研究員数名で組織する。
- (6) 第2回及び第3回美濃地区採択協議会において協議が調わなかった場合、本協議会会長の判断で、多数決により採択する。その際、同数の場合は会長が決する。
- (7) 関係市教育委員会は、第3回美濃地区採択協議会の翌日から8月2日（金）までに採択を議決し、本協議会会長に報告する。
- (8) （7）の協議結果が第2回及び第3回美濃地区採択協議会の採決と一致しなかった市があった場合、本協議会会長は、研究員に再調査を指示するとともに、第4回美濃地区採択協議会を招集する。第4回美濃地区採択協議会では、これをもって関係市は採択結果と一致させる。関係市教育委員会は、第4回美濃地区採択協議会の翌日から8月13日（火）までに採択を議決し、本協議会会長に報告する。関係市教育委員会の採択が終了することにより、地区採択が完了したものとする。
- (9) 本協議会は、次年度の第1回協議会が終了して解散とする。

- (10) 関係市教育委員会は、本協議会に要する経費の分担金を6月10日(月)までに納入する。なお、会計報告は、2月の教育長会で行う。
- (11) 次年度の予算については、事務局が案を立案し、本協議会会長の了解を得て関係市教育委員会に9月20日(金)までに連絡を行う。
- (12) 次年度の美濃地区採択協議会設置・運営方針については、事務局が案を立案し、2月の教育長会で審議を行い、本協議会会長の了解を得て4月上旬に関係市教育委員会に美濃地区採択協議会設置・運営方針(案)の議決依頼を行う。
- (13) 情報公開会については、次の①～⑥を公開する。

①採択基準

②採択地区協議会規約

③採択地区協議会設置・運営方針

④採択結果一覧

⑤採択理由

⑥採択地区協議会の議事録

なお、採択地区協議会委員名簿については、本協議会事務局が置かれている教育委員会の窓口にて公開を行う。